

項 目	改 正 案											
<p>第 3 章 経過措置</p>	<p>第 1 章の規定にかかわらず、次の表の第 1 欄に掲げる診療料は、同章に規定する当該診療料の算定要件を満たす保険医療機関のうち同表の第 2 欄に掲げる保険医療機関においてのみ、同表の第 3 欄に掲げる患者について、同表の第 4 欄に掲げる期間に限り、算定できるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="763 544 1964 944"> <thead> <tr> <th data-bbox="763 544 1064 587">第 1 欄</th> <th data-bbox="1064 544 1364 587">第 2 欄</th> <th data-bbox="1364 544 1664 587">第 3 欄</th> <th data-bbox="1664 544 1964 587">第 4 欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="763 587 1064 944"> 区分番号 A 1 0 0 に掲げる一般病棟入院基本料のうち入院基本料 4 及び入院基本料 5 </td> <td data-bbox="1064 587 1364 944"> 医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成 13 年厚生労働省令第 8 号。以下「改正省令」という。）附則第 12 条及び第 13 条の規定の適用を受ける病院である保険医療機関 </td> <td data-bbox="1364 587 1664 944"> 第 1 欄に掲げる診療料を算定する病棟として届出を行った病棟に入院している患者 </td> <td data-bbox="1664 587 1964 944"> 平成 18 年 3 月 31 日までの間 </td> </tr> </tbody> </table>				第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄	第 4 欄	区分番号 A 1 0 0 に掲げる一般病棟入院基本料のうち入院基本料 4 及び入院基本料 5	医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成 13 年厚生労働省令第 8 号。以下「改正省令」という。）附則第 12 条及び第 13 条の規定の適用を受ける病院である保険医療機関	第 1 欄に掲げる診療料を算定する病棟として届出を行った病棟に入院している患者	平成 18 年 3 月 31 日までの間
第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄	第 4 欄									
区分番号 A 1 0 0 に掲げる一般病棟入院基本料のうち入院基本料 4 及び入院基本料 5	医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成 13 年厚生労働省令第 8 号。以下「改正省令」という。）附則第 12 条及び第 13 条の規定の適用を受ける病院である保険医療機関	第 1 欄に掲げる診療料を算定する病棟として届出を行った病棟に入院している患者	平成 18 年 3 月 31 日までの間									